

2　測定器の設定等

⑴　電波の発射を確認する場合のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	ＴＤＭＡ方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の場合は1,899.8MHz、ＰＨＳの無線局の場合は1,902.5MHz
掃引周波数幅	ＴＤＭＡ方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の場合は12.6MHz、ＰＨＳの無線局の場合は35.1MHz
分解能帯域幅	300kHz 程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力減衰器	20dB
入力基準レベル	＋10dBm

⑵　外部試験装置は、試験機器と回線接続が可能であり、試験機器のその他の装置の機能を試験する装置（試験機器と通信可能な対向器（同一親機の呼出名称を記憶しているもの）の使用も含む。）とする。

3　試験機器の状態

試験用ＩＤ－ＲＯＭを装着する（ＩＤ書き込み装置により加入者データを内部のＲＯＭに書き込む。）。

4　測定操作手順

無線設備の種別に応じ、対向器としての機能を有する外部試験装置等により次の動作を確認する。この場合は、スペクトル分析器の設定を2⑴とし、電波の発射状況を確認する。

外部試験装置を試験機器と通信可能な対向器とし、発呼動作及び着呼動作を行い、次の内容を確認する（外部試験装置も子機とする。）。

⑴　送信する電波の周波数

⑵　連続通話時間

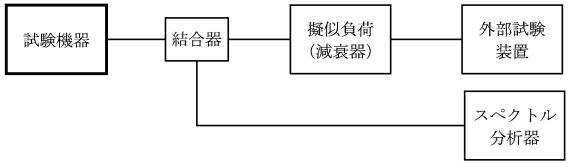
⑶　試験機器が通話終了した直後再度通話状態に移行させた場合の時間

5　試験結果の記載方法

４の操作を行い電波の発射状況及び４⑴から⑶までの内容について設備規則第 49 条の８の２第２項の規定値を満たしていることを確認した場合は「良」と、それ以外の場合は「否」と記載する。

十七　電波の発射停止機能

1　測定系統図



2　測定器の設定等

⑴　電波の発射を確認する場合のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	ＴＤＭＡ方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の場合は1,899.8MHz、ＰＨＳの無線局の場合は1,902.5MHz
掃引周波数幅	ＴＤＭＡ方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の場合は12.6MHz、ＰＨＳの無線局の場合は35.1MHz
分解能帯域幅	300kHz 程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力減衰器	20dB
入力基準レベル	＋10dBm

⑵　外部試験装置は、試験機器と回線接続ができる装置とする。

3　試験機器の状態

試験用ＩＤ－ＲＯＭを装着する（ＩＤ書き込み装置により加入者データを内部のＲＯＭに書き込む。）。

4　測定操作手順

外部試験装置及び試験機器を通話状態とし、次の操作を行う。

⑴　外部試験装置及び試験機器より終話を行い、送信していた電波が停止することを確認する。

⑵　外部試験装置に接続するケーブルを外すこと等により、外部試験装置の電波を切断し、送信していた電波が停止することをスペクトル分析器にて確認する。

5　試験結果の記載方法

４⑴及び⑵の操作により送信していた電波が停止することを確認した場合は「良」と、それ以外の場合は「否」と記載する。

十八　不要発射の電力の基準

1　ＴＤＭＡ方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局

周波数帯	基準値
1,893.5MHzを超え1,919.6MHz以下	250nW
1,893.5MHz以下及び1,919.6MHz超	2.5μW

2　ＰＨＳの無線局

⑴　施行規則第16条第１項第１号の２に規定する陸上移動局のもの

周波数帯	基準値
ア　1,884.5MHz以上１,919.6MHz以下	794nW
イ　1,884.5MHz未満及び1,919.6MHz超（ウ及びエに掲げる周波数を除く。）	794nW
ウ　815MHz以上845MHz以下、860MHz以上890MHz以下、898MHz以上901MHz以下、915MHz以上925MHz以下、1,427.9MHz以上1,452.9MHz以下、1,475.9MHz以上1,500.9MHz以下、1,749.9MHz以上1,784.9MHz以下、1,844.9MHz以上1,879.9MHz以下及び2,010MHz以上2,025MHz以下	251nW
エ　1,920MHz以上1,980MHz以下及び2,110MHz以上2,170MHz以下	79.4nW

⑵　⑴以外のもの

周波数帯	基準値
ア　1,884.5MHz以上1,919.6MHz以下	794nW
イ　1,884.5MHz未満及び1,919.6MHz超（ウに掲げる周波数を除く。）	794nW
ウ　1,920MHz以上1,980MHz以下及び2,110MHz以上2,170MHz以下	251nW